

税のしるべ

(1) 代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算人。
 (2) 副社長、専務取締役、常務取締役、その他これらに準する職制上の地位を有する役員。
 (3) 合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行社員。

Aは代表取締役のため、使用者に該当することになります。次に、同族会社のみ役員に該当することになります。

員のうち部長、課長、その他の法人の使用者としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用者としての職務に従事する者をいいます。そのため、使用者分として支給した給与は全額損金の額に算入され、役員分として支給した給与は不相当に高額な金額以外は損金の額に算入されることになります。ただし、次の役員は使用者兼務役員とされません。使用者兼務役員とされない役員に該当する

と、使用者分として支給した給与についても、役員分として支給した給与とならない、損金の額に算入される金額に制限がかかることがあります。

使用者兼務役員に該当するか事例で検討

特殊関係使用者 不相當に高額な金額は損金算入不可

Aは代表取締役の所有割合が30%、B(取締役総務部長)の所有割合が15%、C(取締役経理部長)の所有割合が10%、その他少數株主の所有割合が45%とし、BとCは常時使用者としての職務に従事していることとします。

なし役員の場合と同様に、まず、同族会社に該当するか判定を行います。上位3順位の所有割合が55% (30%+15%+10%)となり、50%を超えていたため同族会社に該当します。次に、同族会社の使用者兼務役員BとCについて、使用者兼務役員とされない役員に該当するか判定を行います。

Bは所有割合を順番に加算した場合において、はじめて50%を超える株主グループに属しているため、50%超基準、10%超基準、5%超基準のすべての要件を満たす者。

次に、実際に所持割合をあてはめて、使用者兼務役員とされない役員に該当するか否かを検討していくことをとします。

【事例】

Aは代表取締役の所有割合が30%、B(取締役総務部長)の所有割合が15%、C(取締役経理部長)の所有割合が10%、その他少數株主の所有割合が45%とし、BとCは常時使用者としての職務に従事していることとします。

なし役員に該当しない場合であっても、役員の親族等による特殊関係使用者に該当する場合には、使用者分の給与として支給したものであっても、不相当に高額な金額は損金の額に算入されないため、留意する必要があります。次回は、役員退職金について説明していくこととします。

使用者兼務役員等

今回は、使用者兼務役員等について説明していくこととします。

使用者兼務役員とは、役員のうち部長、課長、その他の法人の使用者としての職務に従事する者をいいます。そのため、使用者分として支

(4) 取締役(指名委員会等設置会社の取締役及び監査等委員である取締役に限ります)、会計参与及び監査役並びに監事。

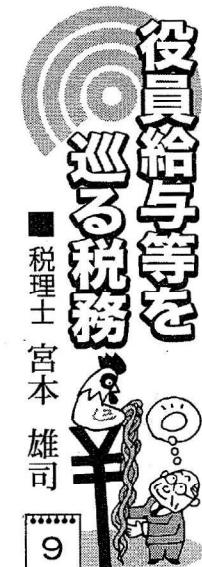
(5) 上記のほか、同族会社の役員のうち、同族会社のみなし役員の判定で使用した50%超基準、10%超基準、5%超基準のすべての要件を満たす者。

①役員の親族。
 ②役員と事実上婚姻関係にある者。

③上記①、②以外の者で役員から生計の支援を受けている者。

④上記②、③の者と生計を一にするこれらの者の親族(必ずしも同居していることを必要としません)。

不相當に高額な金額は、役員給与の実質基準とほぼ同様で、職務の内容、収益及び使用者に対する給与の支給の状況、同種同規模法人の使用者に対する給与の支給等に照らして相当と認められる金額(退職給与にあっては、その使用者のその法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その法人と同種同規模法人の使用者に対する退職給与の支給状況等に照らして相当と認められる金額)をいいます。



■税理士 宮本 雄司

9